

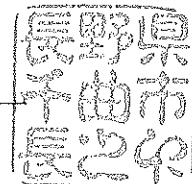
写

健推 第246号
令和 3年 7月15日

千曲市国民健康保険運営協議

会長 安藤 邦彦 様

千曲市長 小川 修



千曲市国民健康保険出産費資金貸付基金の廃止について（諮問）

千曲市国民健康保険運営協議会規則（平成15年千曲市規則第71号）第4条第1号の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諒問事項 千曲市国民健康保険出産費資金貸付基金の廃止について

2 諒問理由

千曲市国民健康保険出産費資金貸付は、平成13年度に出産育児一時金の支給が見込まれる世帯に対し支給を受けるまでの間、当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金貸付を行う事で、経済的負担の軽減を図ることを目的として旧戸倉町で制定され、合併後も継続中です。

平成21年10月から、医療機関等において被保険者等が申請及び受取について代理契約を締結するのみで出産費用を窓口で支払わずに済む「直接支払制度」が導入されたことから、平成26年度を最後に貸付の利用者がいない状況です。

今後、出産育児一時金により貸付制度の利用者が今後も見込まれないため、千曲市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止についてご審議をお願いするものです。

ただし、千曲市国民健康保険出産費資金貸付要綱については、出産育児一時金では支払いまでに時間がかかることから利用者の利便性を考え、また、他市の状況も勘案し継続したいと考えており、併せてご審議をお願いするものです。

3 諒問内容

千曲市国民健康保険出産費資金貸付基金については廃止する。

なお、廃止は2021（令和3）年度に行うものとする。

ただし、千曲市国民健康保険出産費資金貸付要綱については継続とする。